

令和5年度鳥取市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

この度、米里線及び雨滝上地線においてルート・ダイヤの変更を行いますので、あわせて「地域内フィーダー系統確保維持計画」においても所要の変更手続きをします。

① 地域内フィーダー系統確保維持計画とは

生活交通の確保・維持・改善のため、バス路線を幹線（路線バス等）と支線（乗合タクシー等）に再編するなど、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段を提供するために策定する計画。

この計画に基づき再編された支線部分の系統をフィーダー系統と言い、計画に基づいて運行される公共交通には、運行経費の一部として国から補助金が交付されますので、毎年計画を策定し、国へ申請を行っている。計画の認定には、生活交通会議で協議が調っている必要がある。

② 地域内フィーダー系統確保維持計画の申請路線

○米里線（路線不定期運行 13→**17** 便/日）

平成 21 年 9 月で路線バスが廃止され、10 月より乗合タクシーの運行が開始。

○雨滝・上地線（区域運行 平日：34→**33** 便/日 土日祝日：34→**27** 便/日）

平成 28 年 3 月で路線バスの一部が廃止され、4 月より乗合タクシーの運行が開始。

③ 補助金上限額

○算定式（R3 年度） 7,596 千円

16,634 人（交通不便地域の人口）×120 円+5,600 千円

④ 目標値（令和5年度）

沿線人口の減少など地域の実情を踏まえ、令和3年度実績の維持を目標とする。

	①利用者数	②運行回数	③運行日数
米里線	102 人	49 回	79 日
米里線（市立病院）	65 人	31 回	49 日
米里線（桜谷口）	37 人	18 回	30 日
雨滝・上地線	6,275 人	3,994 回	365 日

（参考）中国運輸局による事業評価結果（R3 年度）

- ・生活交通として、地域に適した交通モード検討し関係者と連携し利用促進に努めていることは評価できるが、目標は未達成となった。目標の見直し含めコロナの影響以外の要因などの分析も行っていただきたい。
- ・利便性効率性を高められるかを関係者と連携して議論していただきたい。住民に利用してもらえる持続可能な公共交通となるよう期待する。

鳥取市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和5年2月 日

鳥取市生活交通会議

鳥取市地域内フィーダー系統確保維持計画

- 計画期間 令和5年度から令和7年度
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称
「鳥取市地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鳥取市における主要な公共交通機関であるバス交通は、特に高齢者や児童・生徒などの交通弱者にとって、日常生活を営む上で必要不可欠な移動手段であり、地域生活を支える根幹的な基盤です。

しかし、高齢化や人口減少の急速な進展やマイカーの普及等により、バス利用者の減少やドライバー不足が顕著になり、バス路線の廃止・縮小が行われています。そのため、これらの地域における生活交通の確保が本市の大きな課題となっています。

そこで、地域公共交通確保維持事業により、以下の地域において乗合タクシーを運行し、地域住民の生活交通・移動手段を維持・確保することを目的とします。

① 米里線

平成21年9月末をもって、路線バス『米里越路線』が廃止されました。

廃止後においても、通勤・通学のほか、地域内の商業施設や病院を受診する地域住民等の生活交通を確保する必要があるため、乗合タクシーを継続して運行する必要があります。

② 雨滝上地線

平成28年3月末をもって、路線バス『中河原線』は、早朝の便を除き、中河原-雨滝間の運行が廃止されました。

廃止後においても、通勤・通学・通院・買い物など、地域住民等の生活交通を確保する必要があるため、乗合タクシーを継続して運行する必要があります。

なお、乗合タクシーを運行するにあたっては、路線を幹線：中河原線（鳥取駅～中河原）、支線：雨滝上地線（中河原～雨滝・上地）に再編し、支線部分について乗合タクシーを運行するとともに、ある程度住民の要望に沿った形での運行（家の近くで降ろしてほしいなど）が可能となるよう区域運行を行っています。

平成30年4月1日より、朝、小学生が通学する時間帯に合わせた便の増便を行いました。地域住民のニーズに合わせ、今後も路線の改善を目指していきます。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

◆目標値

①米里線

・年間利用者数の目標値

令和5年度	令和6年度	令和7年度
102	102	102

(参考) 年間利用者数の実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去3年平均
238人	184	102	174

沿線人口

令和元年度	令和2年度	令和3年度
907人	888	866

②雨滝・上地線

・年間利用者数の目標値

令和5年度	令和6年度	令和7年度
6,275	6,275	6,275

(参考) 年間利用者数の実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去3年平均
8,365人	7,667	6,275	7,435

沿線人口

令和元年度	令和2年度	令和3年度
526人	507	485

◆効果

人口減少・高齢化、都市部への人口流出等が進む中、市・地域住民・運行事業者が一体となって目標達成に取り組むことで、地域住民自らの手で交通手段を確保するという気運の醸成、高齢者の外出機会の創出による健康増進、都市部への人口流出抑制により地域の活性化等に効果が期待できるものと考えます。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>○鳥取市生活交通創生ビジョンに基づいた生活交通の評価・見直し基準を設定し、運行の改善や、維持確保の方向性、新たな移動手段の導入等、地域の特性に応じた最適な生活交通を検討・判断します。（実施主体：市）</p> <p>○利用者・地域住民等から要望や意見・実態等を把握し運行事業者に情報提供することで、路線やダイヤの改善等につなげます。（実施主体：市）</p> <p>○利用者から要望や意見・実態等を把握し、併せて市からの情報を参考にしながら、路線やダイヤの改善等を行います。（実施主体：運行事業者）</p> <p>○フィーダー路線を含めた乗合タクシー事業について、総合支所に利用者数等の実績を情報提供します。また、地域振興会議など、地域住民が集う機会にこの情報を提供することにより、交通手段の大切さを理解していただきながら、地域にとってよりよい公共交通の構築を目指し、利用促進を図ります。（実施主体：市）</p> <p>○フィーダー路線を含めた乗合タクシーの路線・ダイヤ等の情報を、市報やウェブサイト等を活用して、市民等に広く提供することにより、利用促進を図ります。（実施主体：市）</p> <p>○安全運転を心がけ、信頼性向上に努めるとともに、運転者へのマナーアップ講習等への受講を奨励するなど、市民により気持ちよく利用していただける環境の充実に努めます。（実施主体：運行事業者）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付 ※既存交通ネットワークとの整合については、生活交通会議により図られている。</p> <p>○運行予定者の選定について 米里線については、路線開設以来当該路線を運行している「日本交通株式会社」を事業者として選定しました。 ※路線開設時は、路線近くに営業所があり、当事業を実施することが可能であることから、当該事業者を選定しています。 また、雨滝上地線については、路線開設以来当該路線を運行している「日ノ丸ハイヤー株式会社」を事業者として選定しました。 ※路線開設時は、国府地域にタクシー営業所がないことから、鳥取県ハイヤー共同組合に業者選定を依頼しました。推薦のあった当該事業者を選定しています。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
○鳥取市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
○日本交通株式会社 ○日ノ丸ハイヤー株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
・該当なし
8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
・該当なし
9. 外客来訪促進計画との整合性
・該当なし
10. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
・該当なし

11. 別表1及び別表3の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
・該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
・車両の取得を行わないため記載なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
・車両の取得を行わないため記載なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
・車両の取得を行わないため記載なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<p>鳥取市生活交通会議は年5回程度開催しており、近年開催分で本事業にかかるものは下記のとおり。</p> <p>平成26年6月27日 生活交通ネットワーク計画について（平成27年度～平成29年度）</p> <p>平成27年1月9日 平成26年度事業評価について</p> <p>平成28年1月13日 （書面決議）平成27年度事業評価について</p> <p>平成28年10月5日 平成28年度実績報告について</p> <p>平成29年1月10日 平成28年度事業評価について</p> <p>平成30年1月10日 平成29年度事業評価について</p> <p>平成30年2月5日 雨滝・上地線のダイヤ追加等について[地域内フィーダー系統確保維持計画（平成30年度～平成32年度）の変更について協議]</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の一部修正について</p> <p>平成30年12月7日 平成30年度事業評価について</p> <p>平成31年2月4日 浜村青谷線の減便について、地域内フィーダー系統確保維持計画（平成31年度～平成33年度）の変更について</p> <p>令和元年12月25日 平成31年度事業評価について</p> <p>令和2年1月22日 浜村青谷線の廃止と今後の対応について</p> <p>令和3年5月28日 地域内フィーダー系統確保維持計画（令和4年度～令和6年度）について</p> <p>令和4年6月28日 地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度～令和7年度）について</p>
18. 利用者等の意見の反映状況
<p>鳥取市生活交通確保維持改善計画の基本になっている「鳥取市地域公共交通総合連携計画」の策定にあたり、平成20年10月に市民アンケートを実施したほか、平成22年7月、8月には各地域において地域代表等で組織する地域審議会等に意見を諮るとともに地域回覧アンケートも行っています。</p> <p>鳥取市生活交通確保維持改善計画については、住民組織である市自治会連合会からも参画いただき、鳥取市生活交通会議で審議・承認されています。</p> <p>また、雨滝上地線について、国府地域にて平成27年に11回住民説明会を開催し、平成28年に幹線との接続を改善するなど、住民の声を聞きながら事業を進めました。平成30年4月1日より、小学生が通学する時間帯に合わせた便の増便を行いました。地域住民のニーズに合わせ、今後も路線の改善を目指していきます。</p> <p>米里線の利用者数の大幅な減少が生じたため利用者アンケートを実施したところ、路線の存続を望む強い要望がありました。</p> <p>米里線について、公民館等の聞取りにより住民へ周知し利用を促すためのチラシを作成し、沿線地域への全戸配布を行いました。</p>

19. 協議会メンバーの構成員		
区 分	役 職 等	備 考
学 識 経 験 者	鳥取大学大学院 工学研究科教授	会長
福 祉 有 償 利 用 者	外出支援サービス利用者	
P T A	鳥取市小学校P T A連合会	
自 治 会 組 織 (東 部)	鳥取市自治連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
自 治 会 組 織 (南 部)	鳥取市自治連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
自 治 会 組 織 (西 部)	鳥取市自治連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
高 齢 者 団 体 (東 部)	市老人クラブ連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
高 齢 者 団 体 (南 部)	市老人クラブ連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
高 齢 者 団 体 (西 部)	市老人クラブ連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
女 性 団 体	鳥取市連合婦人会	
N P O 法 人 等	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	
事 業 者	日ノ丸自動車株式会社	
	日本交通株式会社	
	西日本旅客鉄道株式会社	
事 業 者 団 体	鳥取県ハイヤータクシー協会東部支部	
事 業 者 労 組	私鉄中国地方労働組合	
鳥 取 県	地域づくり推進部	
鳥 取 市	都市整備部	副会長
	福祉部	
中 国 運 輸 局	鳥取運輸支局	
警 察	鳥取警察署	
道 路 管 理 者	鳥取市都市整備部	兼務
委員の構成は、令和5年度以降も継続する予定		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鳥取市	日本交通株式会社	(1) 米里線	越路	米里小学 校前・桜ヶ 丘中学校 前	雲山 日交	往 6.3 km 復 6.3 km	79	50		路線不定期	②-(2)	雲山日交停留所で地域間 幹線補助系統若桜線(日 本交通(株))と接続及びダ イヤ調整	③
	日ノ丸ハイヤー(株)	(2) 雨滝・上地線		中河原		往 km 復 km	365	4,332回		区域運行	②-(1)	中河原停留所で地域間幹線補 助系統中河原線(日ノ丸自動 車(株))と接続及びダイヤ調整	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

・計画運行日数、計画運行回数 算出根拠資料

令和5年度計画運行回数	
米里線	50
雨滝上地線	4,332

令和5年度計画運行日数	
米里線	79
雨滝上地線	365

令和5年度計画運行回数の算出式	
米里線	令和3年度の運行回数実績をもとに算出する。 50回(令和5年度計画運行回数)
雨滝上地線	直近3年の運行回数実績をもとに算出する。 4,332回(令和5年度計画運行回数)

令和5年度計画運行日数の算出式	
米里線	令和3年度の運行日数実績をもとに算出する。 79日(令和5年度計画運行日数)
雨滝上地線	令和3年度の運行日数実績をもとに算出する。 365日(令和5年度計画運行日数)

<5年間の運行回数実績>

	運行回数					平均
	H29	H30	H31	R2	R3	
米里線	197.5	118.5	108.5	88	50	113
雨滝上地線	4,662	4,233	4,675	4,328	3,994	4,378

<5年間の運行日数実績>

	運行日数					平均
	H29	H30	H31	R2	R3	
米里線	285	204	186	150	79	181
雨滝上地線	359	365	366	365	365	364

停留所の名称及び位置並びに停留所間の料程

【 米里線 デマンド運行による乗合タクシー 】

越路 ～ 久末・桜ヶ丘中学校・イナカ内科・西大路 ～ 雲山日交

上り

名 称	位 置	区間キロ	備 考
越 路	鳥取県鳥取市越路628-1先	0.8	新設
久 末 上	鳥取県鳥取市久末420-12先	0.7	
久 末	鳥取県鳥取市久末159-1先	0.4	
船 木 入 口	鳥取県鳥取市久末86-1先	0.3	
米 里 小 学 校 前	鳥取県鳥取市久末86先	0.4	
長 砂	鳥取県鳥取市久末33-8先	0.3	
中 大 路	鳥取県鳥取市中大路38-1先	0.2	
東 大 路	鳥取県鳥取市東大路89先	0.3	
大 路 橋	鳥取県鳥取市東大路165先	0.3	
西 大 路 口	鳥取県鳥取市正蓮寺84-1先	0.2	
西 大 路	鳥取県鳥取市正蓮寺105-1先	0.1	
正 蓮 寺 簡 易 局 前	鳥取県鳥取市正蓮寺39-6先	0.3	
桜 ヶ 丘 中 学 校 前	鳥取県鳥取市桜谷571先	0.4	
桜 ヶ 丘 中 学 校	鳥取県鳥取市桜谷227先	0.9	
イ ナ カ 内 科	鳥取県鳥取市正蓮寺43	0.1	
西 大 路	鳥取県鳥取市正蓮寺105-1先	0.6	
雲 山 日 交	鳥取県鳥取市雲山219		
通算料程 6.3 km			

雲山日交 ～ 西大路・桜ヶ丘中学校・イナカ内科・久末 ～ 越路

下り

名 称	位 置	区間キロ	備 考
雲 山 日 交	鳥取県鳥取市雲山219	0.6	新設
西 大 路	鳥取県鳥取市正蓮寺105-1先	0.1	
正 蓮 寺 簡 易 局 前	鳥取県鳥取市正蓮寺39-6先	0.3	
桜 ヶ 丘 中 学 校 前	鳥取県鳥取市桜谷571先	0.4	
桜 ヶ 丘 中 学 校	鳥取県鳥取市桜谷227先	0.9	
イ ナ カ 内 科	鳥取県鳥取市正蓮寺43	0.1	
西 大 路	鳥取県鳥取市正蓮寺105-1先	0.2	
西 大 路 口	鳥取県鳥取市正蓮寺84-1先	0.3	
大 路 橋	鳥取県鳥取市東大路165先	0.3	
東 大 路	鳥取県鳥取市東大路89先	0.2	
中 大 路	鳥取県鳥取市中大路38-1先	0.3	
長 砂	鳥取県鳥取市久末33-8先	0.4	
米 里 小 学 校 前	鳥取県鳥取市久末86先	0.3	
船 木 入 口	鳥取県鳥取市久末86-1先	0.4	
久 末	鳥取県鳥取市久末159-1先	0.7	
久 末 上	鳥取県鳥取市久末420-12先	0.8	
越 路	鳥取県鳥取市越路628-1先		
通算料程 6.3 km			